

第百六十六回国会 衆議院 内閣委員会 法務委員会連合審査会議録 第一号

平成十九年三月二十二日(木曜日)

午後一時一分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 河本 三郎君

理事 木村 勉君

理事 戸井田とる君

理事 平井たけや君

理事 松原 仁君

理事 岡下 信子君

理事 寺田 稔君

理事 中森ふくよ君

理事 林田 彪君

理事 御法川信英君

理事 市村浩一郎君

理事 小宮山洋子君

理事 横光 克彦君

理事 石井 啓一君

法務委員会

委員長 七条 明君

理事 上川 陽子君

理事 棚橋 泰文君

理事 高山 智司君

理事 大口 善徳君

理事 赤池 誠章君

理事 今村 雅弘君

理事 奥野 信亮君

理事 笹川 堯君

理事 柴山 昌彦君

理事 三ツ林隆志君

理事 森山 眞弓君

理事 保岡 興治君

理事 石関 貴史君

理事 太田 和美君

理事 神崎 武法君

理事 滝 実君

法務大臣

(国家公安委員会委員長)

内閣府副大臣

内閣府副大臣

総務副大臣

法務副大臣

農林水産副大臣

経済産業副大臣

国土交通副大臣

内閣府大臣政務官

法務大臣政務官

財務大臣政務官

(警察庁長官官房長)

(警察庁刑事局組織犯罪対策部長)

(金融庁総務企画局審議官)

(法務省大臣官房司法法制部長)

(法務省民事局長)

(法務省刑事局長)

(法務省入国管理局長)

内閣委員会専門員

法務委員会専門員

長勢 甚遠君

溝手 顕正君

下村 博文君

大村 秀章君

林 芳正君

大野 松茂君

水野 賢一君

山本 拓君

渡辺 博道君

渡辺 具能君

岡下 信子君

奥野 信亮君

江崎洋一郎君

安藤 隆春君

米田 壯君

畑中龍太郎君

菊池 洋一君

寺田 逸郎君

小津 博司君

稲見 敏夫君

堤 貞雄君

小菅 修一君

本日の会議に付した案件

犯罪による収益の移転防止に関する法律案(内閣提出第二十九号)

○河本委員長 これより内閣委員会法務委員会連合審査会を開会いたします。

先例により、私が委員長の職務を行います。

内閣提出、犯罪による収益の移転防止に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付の資料をもって説明にかえさせていただきます。

これより質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。神崎武法君。

○神崎委員 私は、犯罪による収益の移転防止に関する法律案、いわゆるゲートキーパー法につきまして、お尋ねをいたします。

この法案は、マネーロンダリング及びテロ資金対策としてのFATF、金融活動作業部会勧告を我が国として履行するものでありまして、本法の施行によって、我が国におけるテロの脅威を防止し、犯罪による収益を剝奪し、被害者に回復する手続が一層促進されますことを期待するところであります。

まずお伺いしたいのは、第一点は、本法案は当初案と異なり、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士が行う措置は、疑わしい取引の届け出から除外いたしました。この間の経緯として、各方面との調整、協議等で、私は結果的にはやむを得なかったと思っておりますけれども、二〇〇三年六月に改定されましたこのFATFの四十の勧告は、弁護士等に対しても疑わしい取引の届け出義務を課しているところと解されるわけでありま

す。

今回の修正はFATFの勧告を満たさないのではないか、これは満たしているというふうにお考えになつていいのか、その点についてお伺いをいたします。

○溝手国務大臣 お答え申し上げます。

FATF勧告は、独立法律専門家等のほか、指定非金融機関として不動産業者、宝飾商、貴金属商、トラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダー等に疑わしい取引の届け出義務を課することを求めているところでございます。

本法案は、独立法律専門家等を除き、その要請にこたえたものとなっており、本法案の成立、施行により、我が国のマネーロンダリングの対策あるいはテロ資金対策は大きく前進するものと認識しております。

FATFの相互審査においては、弁護士その他の士業者が届け出義務の対象外となったことについては何らかの指摘を受けると思われますが、日本弁護士連合会の自主的な取り組みも含め、我が国のマネーロンダリング及びテロ資金対策が前進した面につきまして、よく説明をいたし、理解を求めてまいりたいと考えております。

○神崎委員 この秋にFATF勧告の履行状況をメンバー間の相互措置によって確認することになるといふふうに承知いたしておりますけれども、勧告の重要な部分について不履行との判断が示されることはないのかどうか。そのような判断がなされた場合に、弁護士ら五士業者につきましても疑わしい取引の届け出義務を課す改正をやらざるを得なくなるのかどうか。その点についてお尋ねをいたします。

○溝手国務大臣 弁護士その他の士業者が届け出義務の対象外となったことについて何らかの指摘を受けると思われると申し上げたところでございますが、日本弁護士連合会の自主的な取り組みも含めて、とにかく前進したということにつきまして理解を求めてまいりたいと思っております。

士業者に係る疑わしい取引の届け出の扱いについては、依頼者との関係においてその与える影

響、及び内外におけるマネーロンダリング及びテロ資金対策をめぐる状況のほか、これらについての日本弁護士連合会との検討状況を総合的に勘案して判断をしまいたいと思います。

指摘を受けて直ちに改正作業に着手するとう、結論ありきというスタンスはとらないところでございます。

○神崎委員 主要国におきまして、弁護士ら士業と同種の業種では、特に疑わしい取引の届け出につきましても、疑わしい取引とそうでない取引との判断基準、これをどう考えるのかということ、それから、現在、金融機関ではどういう基準でこの問題について対応をしているのか、それから、今後、主な主務官庁にガイドラインを作成してもらおうということをお願いしております。

○米田政府参考人 個別の取引が疑わしい取引に該当するかどうかというのは、顧客の属性、取引の状況、その他事業者が保有している当該取引に関する具体的な情報を総合的に勘案して、その事業者において判断がされるというものでございます。

現在、組織的犯罪処罰法で疑わしい取引の届け出が金融機関等にかかっているわけでございますけれども、金融機関等につきましては、これは金融庁の方でガイドラインが示されておまして、かなり詳細な事例が紹介をされておまして、それを手がかりに、各事業者の経験と情報に基づいて判断がされているというものでございます。

○神崎委員 我が国の場合、五士業以外の特定事業者は三十八業種となっておりますけれども、主要国でもほぼ同業種が本人確認及び疑わしい取引の届け出の対象となっているのかどうか、お尋ねをいたします。

○米田政府参考人 F A T F 参加国のうち、E U 諸国につきましては、おおむね、F A T F 勧告の要請にこたえまして義務対象事業者を不動産業者、宝飾商、貴金属商等に拡大しております。また、アメリカとカナダにおきましては、先ほど申し上げましたように、弁護士を疑わしい取引の届け出からは除外しておりますが、その余の部分については、マネロン、テロ資金対策の措置を積極的に講じるなど、いずれにせよ、各国それぞれ

の法制度及び実情に応じた適切な対応をとっているものと承知しております。

○神崎委員 ここで、疑わしい取引の問題なんですけれども、疑わしい取引とそうでない取引との判断基準、これをどう考えるのかということ、それから、現在、金融機関ではどういう基準でこの問題について対応をしているのか、それから、今後、主な主務官庁にガイドラインを作成してもらおうということをお願いしております。

○米田政府参考人 個別の取引が疑わしい取引に該当するかどうかというのは、顧客の属性、取引の状況、その他事業者が保有している当該取引に関する具体的な情報を総合的に勘案して、その事業者において判断がされるというものでございます。

現在、組織的犯罪処罰法で疑わしい取引の届け出が金融機関等にかかっているわけでございますけれども、金融機関等につきましては、これは金融庁の方でガイドラインが示されておまして、かなり詳細な事例が紹介をされておまして、それを手がかりに、各事業者の経験と情報に基づいて判断がされているというものでございます。

○神崎委員 今後、他の特定事業者がふえるということで、情報がさらにふえるということも考えられるわけでございますけれども、これにつきまして国家公安委員会、警察庁といったしましては、現在、金融庁の特定金融情報室、十七人でやっておられるわけでございますけれども、今度は課長級を長とする四十人の体制を今予算でお願いしております。そのような体制で、かつシステムも更新をいたしまして、その情報の処理、管理に万全を期してまいりたいと考えております。

○神崎委員 今回、情報の通知先でありますF I U、資金情報機関ですね、これを金融庁から国家公安委員会、警察庁に移管をいたしております。なぜ金融庁から国家公安委員会、警察庁に移管したのか。この点について、弁護士会などはこれ

○米田政府参考人 平成十八年中に金融庁に届け出がなされた疑わしい取引の届け出の件数は約十一万四千件でございます。警察はこのうち約七万一千件の提供を受けております。

者の範囲が大幅に拡大をいたしました。当然、この届け出件数が大幅にふえるだろうというふうに予測されるわけでありまして、果たして届け出情報の処理が適切に行われるのかどうか。この点についてお尋ねをしたいと思います。

○米田政府参考人 平成十八年中に金融庁に届け出がなされた疑わしい取引の届け出の件数は約十一万四千件でございます。警察はこのうち約七万一千件の提供を受けております。

この届け出が事件に結びついた件数というのは、実は全体の件数はわかりません。いろいろな使い方をされますのでわかりませんが、ちなみに参考までに、この届け出情報が直接の端緒となつて事件検挙に結びついた数というのは、昨年は五十件でございます。

今後、他の特定事業者がふえるということで、情報がさらにふえるということも考えられるわけでございますけれども、これにつきまして国家公安委員会、警察庁といったしましては、現在、金融庁の特定金融情報室、十七人でやっておられるわけでございますけれども、今度は課長級を長とする四十人の体制を今予算でお願いしております。そのような体制で、かつシステムも更新をいたしまして、その情報の処理、管理に万全を期してまいりたいと考えております。

〔河本委員長退席、七条委員長着席〕

○神崎委員 今回、情報の通知先でありますF I U、資金情報機関ですね、これを金融庁から国家公安委員会、警察庁に移管をいたしております。なぜ金融庁から国家公安委員会、警察庁に移管したのか。この点について、弁護士会などはこれ

○米田政府参考人 平成十八年中に金融庁に届け出がなされた疑わしい取引の届け出の件数は約十一万四千件でございます。警察はこのうち約七万一千件の提供を受けております。

○米田政府参考人 今回、いわゆるF I Uを金融庁から国家公安委員会、警察庁に移管するという内容も法案に含めてお願いをしておるわけでございます。

これは、疑わしい取引に関する情報を集約する機関を、今まで金融庁でございましたものを、対象事業者がそれに限られていたということもございまして金融監督という側面が強かったわけでございますが、今回、金融機関以外の事業者も対象となるということを契機といたしまして、暴力団その他の組織犯罪対策あるいはテロ対策等の一応政府の中では中核的な役割を担っております国家公安委員会、警察庁にその機能を移管することが適当であるという内閣官房の調整により、このようになったものでございます。

この制度は、現在も金融庁に集められた情報が警察に提供をされておるわけで、それが捜査に使われておるわけでございます。今度、F I Uとして国家公安委員会が他の捜査機関あるいは他の犯罪調査機関に対して提供するわけでございますが、当然それは、その情報がマネーロンダリング罪あるいはその前提犯罪の捜査に資すると認めるときということでございまして、そこに変更があるわけではございません。当然、届けられた情報が適切に管理されるように努めてまいりたいと考えております。

○神崎委員 今までのように金融庁を通知先として捜査機関が必要な情報を入力する、報告を受ける、こういうやり方でどういふ不都合があったんですか。

○米田政府参考人 この制度発足以来、金融庁がF I Uとしての制度の中心的な役割を担ってこられておまして、その間、届け出件数がふえたり、またマネーロンダリング罪の検挙、あるいはその収益の没収といった実績も上がってきたわけでございます。私どもは、金融庁が担ってきたことに對しましては大変高く評価をしておるところでございます。

ただ、金融庁がF I U機能を持っておったの

○米田政府参考人 捜査機関への情報提供につきましては、先ほども申しましたように、マネーロンドリング犯罪及びその前提犯罪の捜査に資するような情報と分析結果を提供したいということとでございますけれども、具体的にどのようなのというの、これは若干、捜査に密接に関連する事項

してそのものについてどれだけ公訴が提起されたのか、それぞれ検察官と司法警察員別にお答えいただけますか、よろしく願います。過去三年ぐらいで結構です。

○溝手国務大臣 お答え申し上げます。

二十三条の規定に基づく警察官である司法警察

そこで、次に、疑わしい取引の届け出についての弁護士などの専門士業についての話ですけれども、先ほど神崎委員の方からる質問がありまして、皆さんの方からも答弁がありましたので、そこは省略して、どうも新聞報道なんかによりますと、自民党の方が、小さく産んで大きく育てれば

で日本の国内の法制度としては完結したんだというんじゃないくて、引き続き、弁護士等の専門士業の分については、疑わしい取引の届け出について検討していくんだといううな、あるいは協議していくんだ、そういう答弁であつたということ、これはちよつと心外なんですね。先ほど来か

ら言っているように、小さく産んで大きく育てるという下心が見え見えだと私は思います。

そこで、ちょっとお聞きいたしますけれども、F A T F 勧告なんですから、これ、国会で何か国際的な約束として承認をしたとか何とかという話は全く聞かないわけでありませうけれども、このF A T F について言えば、一体だれが交渉して、だれがそれは拘束力があるというふうに国内的には認めているのか、この点について、国家公安委員長、答えてください。

○溝手国務大臣 F A T F の全体会合への参加は、勧告等の基準の策定への対応等については、所管としましては、財務省国際局国際機構課のほか、外務省、金融庁、法務省、警察庁等の関係省庁が連携して当たってきたところでございます。

なお、F A T F 勧告自体は拘束力を持つものではないでございます。ただし、F A T F の勧告は、メンバー間の相互審査によりその履行状況を確認しており、不履行の評価を受けた項目については、その後二年ごとにフォローアップ審査を受け、改善状況について説明を求められております。また、勧告の重要な部分について不履行と判断された場合には、勧告を履行していない旨の声明の発表、あるいは非協力国の金融機関等に対する各国による対抗措置、勧告が履行されるまでのメンバーシップの停止、F A T F からの除名処分などといった制裁を受けることがあり得ると承知しております。

また、このような制裁手続によらずとも、我が国の金融機関や企業に対する国際的な信用に影響を及ぼすこともあり得ると考えております。また、国際連携が不可欠なマネーロンダリング及びテロ資金対策の阻害要因との批判も懸念されております。

今後とも、F A T F の勧告の改定等の協議の場においても、我が国の実情、法制について、必要な説明はしてまいりたい、このように考えております。

〔七条委員長退席、河本委員長着席〕

○平岡委員 今の答弁であつたように、F A T F の勧告については、閣僚レベルでの交渉もしていない、ただ単に関係省庁の人が集まって交渉に行つて決めましたというものであつて、国内的にも、これが拘束力があるという問題について国会が承認するといったようなことも行われていないという実態があるわけですね。

また、先ほどの神崎委員の質問に対する答弁の中でも、OECD諸国の中でも、米国、カナダについては、疑わしい取引の届け出義務というものについては法制化されていないといったこと、あるいは、新聞なんかを見ますと、ベルギーとかポランドでは、そういう制度については憲法違反ではないかというような形で訴訟が起こされている。

こういう状況にあるということで、私は、対日審査でただ単に、先ほど溝手委員長が説明されたように、お許しを請いたいというような趣旨の説明をするにとどまらず、F A T F の勧告の見直しそのものをやはり当局の責任でやつていくべきだ。今回こういう法案にとどめたという節度を政府として示されたんですから、その姿勢を国際交渉の中でしっかりと示していくべきだというふうな思いもすけれども、溝手委員長、その気持ちはありますか。

○溝手国務大臣 我々は法案の直接の責任部署でございまして、F A T F の勧告につきましても、今先生おっしゃったのと若干ニュアンスの違う受けとめ方をしておりますが、近年では、サミットの財務大臣会合や七カ国の財務大臣・中央銀行総裁会議におきまして、F A T F との協力関係とかF A T F の勧告の履行確保についても連続して言及をされ、これらの遵守ということがなされているわけでございます。

この問題については、何らかの指摘を受けると思いますが、これを先ほど申し上げました。しかし、日本が今回とつた措置については、その正当性を訴えてまいりたいことは、神崎議員にもお答えしたとおり、理解を求めてまいりたい、

このように考えているところでございます。

○平岡委員 正当性を訴えるといったつて、何に基づいて正当性を訴えるんですか。対日審査のときに正当性を訴えると言われましたけれども、何に基づいて正当性を訴えるんですか。

○溝手国務大臣 日本の今回とつた措置がF A T F の会合において許可できる範囲であるということとを訴えていきたいという意味でございます。

○平岡委員 だから、何に基づいてそれを主張するのかということをお願いしているんです。ただ単に、許可できるんじゃないですか、許可してくださいというのを言うのじゃなくて、F A T F の勧告のここに基づけばこういう取り扱いになる、これで我々としては義務を果たしているんだというふうな説明ができるんですかということをお願いしているんです。

○溝手国務大臣 F A T F に参つてどういう説明をするかというのはここでつまびらかにすることと必要ないと思ひますが、我々は、現在までのところ協議した内容で日本国としての態度を取りまとめたということでございまして、そういう意味で申し上げたことでございます。

○平岡委員 だから、現行の勧告で正当性が主張できるのならばぜひそれを示してほしいというふうに思うんですけれども、先ほど来の答弁でいけば、現行の勧告に基づいて正当性が主張できる根拠が必ずしも明確に示されていないんです。だから、私が言っているのは、もし勧告に基づいて正当性が主張できないのなら、勧告そのものを見直すという努力を政府として行っていくということをしなければいけないじゃないかということに指摘しているんですよ。どうしてそれができないんですか。

○溝手国務大臣 勧告を改正すべきだ、改定すべきだという立場はとらないわけですが、我々としては、日本の弁護士会との協議の経緯、日弁連の自主的な取り組みという結果をいただいたわけでございます。その上に立てば、あなたの申しやうに黒白かと言わなくても、これ

は国家の外交上の問題ですから、受け入れていただけそれだけの理由はあるのではないかと、このように考えておるところでございます。

○平岡委員 先ほどの小さく産んで大きく育てるという話は、これは自民党の中の話として報道されていますけれども、警察庁の幹部について言えば、土業も対象にすることは宿題として残されているんだということを明確に言っておるわけですね。だから、そういう認識であるならば、幾ら正当性を主張したつて、相手が受けてくれるとは限らない。

だから、もし受けてくれないというような事態があるなら、さらに勧告の中身についても、我々が、こうあるべきだ、日本の国内の制度からしたらこうならざるを得ないんだということを主張して、勧告そのものについて我が国の状況が受け入れられるようにしていくという努力をするのが政府の使命じゃないですか、役割じゃないですか。それをするということを約束してください。

○溝手国務大臣 我々は、先ほど申し上げたとおりですが、今回の日本国においていろいろ協議した中身でF A T F の理解を得たいという立場に立つところでございます。

○平岡委員 理解を得たいという立場に立つのなら、理解を得られるということをごで確約してください。理解が得られるという確約ができないのだつたら、理解が得られない場合には勧告の見直しも含めて努力していくというふうに答弁してください。

○溝手国務大臣 相手もいることです。理解を得られる確約というのは、それはどの問題においてもなかなか難しいと思いますが、不退転の決意でこれに対応したい、このように思っております。

○平岡委員 F A T F の勧告を見直すということ、我が国がイニシアチブをとれないというのは、政府の姿勢として極めて不十分だと私は思います。この点は、今ここで議論しても、多分今までの流れからいえば押し問答になるような気がしま

すから、これ以上は言いませんけれども、私は、もし対日審査の中で理解が得られないということがあるならば、FATFの勧告そのものを見直すという、その姿勢で政府は臨んでいくべきだということを指摘させていただいて、次の質問に移りたいというふうに思います。

現行法で、疑わしい取引の届け出については金融庁が所管をしているという仕組みにはなっているわけでありませうけれども、ちょっと疑問に思うのは、金融庁では大体、例えば昨年だと十一万件ぐらいの届け出があつて、そのうち七万数千件が提供されているという状況で、四万件ぐらいが何もされない状態になっているわけですが、この状況というのは、どういふものについて提供されているのか、この点について答弁願います。

○大村副大臣 お答えを申し上げます。

金融庁では、金融機関等から届け出を受けた疑わしい取引に関する情報のうち、組織的犯罪処罰法第五十六条第一項の規定に基づきまして、検察、警察等の捜査機関における犯罪捜査等に資すると判断される情報を各捜査機関等に提供してきているわけでございます。

それが、委員御指摘のように、昨年の実績で、金融機関等からの届け出が十一万三千八百六十件、そのうち捜査機関等に提供を行ったものが七万一千二百四十一件、約六三％ということでございます。提供を行わなかったものが四万二千六百十九件、約三七％というのは、御指摘のとおりでございます。

この点につきましては、要は、犯罪捜査に資すると判断される情報を提供しているということでございます。残りのものは、多くの場合、もう既に捜査関係のところに照会しているといったようなものがこういったデータといえますか、提供される情報の中についております。そういったものが、写しがついていたり、例えば備考に書いて

あつたりというようなことでございます。そういうことで、捜査機関等がもう既に情報を把握しているというところで、改めて提供を行つても捜査機関等における捜査に資することがないということが明らかな場合のものは、あえて提供しないということでも振り分けているということでも御理解をいただければと思います。

なお、そうしたものに付きましても、この提供をいただきました十一万三千八百六十件、これはすべて金融庁の中でそういったデータベースとして管理をしているところでございます。

○平岡委員 提供する必要のない情報を金融庁でデータベースとして保管している、その必要性というのはいくつですか。そんなものは必要ないんではないか。本来の目的に基づいて届け出をしてもらつたもので必要のないものが来たら、その必要のないものは消去する、削除する、そういう処理をすべきではないんですか。金融庁としては、なぜそういう必要性のないものについてデータベース化して、聞くところによると、十五年間も保存することになっているというふう聞いています。ですから、必要のないものをいつまでも保存しておくということとは私は不適切だと思いますけれども、どうですか。

○大村副大臣 この点につきましては、ただいま申し上げましたように、金融機関等から届け出をいただいた十一万数千件のもの、一応これは今、金融庁におきまして、特定金融情報室というところで一元的に受け付けて管理をしているということでございます。その点につきましては、情報として受け付けたものについては金融庁の情報の管理ということの中で一括してデータベースとして保存をするということでございます。そのことは、今委員御指摘のように、保存期間は金融庁の内部規則といえますか、金融庁行政文書管理規則によりまして、十五年ということにしているところでございます。

何で十五年かということでございますけれども、この点につきましても、捜査機関等へ提供す

る可能性があるということでございます。犯罪捜査の公訴時効期間等を考慮いたしまして、保存期間を十五年にしているということでございます。

○平岡委員 今の答弁に満足しているわけじゃないんですけれども、話の都合上、次へ移ります。では、検察官等に提供された疑わしい取引に関する情報についてでありませうけれども、これらの情報については、どのようにしてどれぐらいの期間保存されているのか。この点について、国家公安委員長あるいは法務大臣、これは検察官の関係ですけれども、御答弁願います。

○長勢国務大臣 金融庁長官から検察官等へ提供される疑わしい取引に関する情報につきましては、最高検を窓口として提供を受けております。検察庁においては、現在、全国の検察庁をネットワークでつなぐシステムを構築して、提供を受けた情報は最高検に設置されたサーバーで保存管理し、これに対しては、アクセス権限を付与された検察官等がアクセスをして、必要な情報を入力して捜査に活用する、こういう仕組みになっております。

この情報は、捜査の端緒等、捜査に関する情報として役立てるものでありますので、現在のところ、特別に保存期間を定めているというわけではございませんで、捜査に必要な限りにおいて保存しておるという状況でございます。

○溝手国務大臣 疑わしい取引に関する情報につきましては、犯罪収益隠匿罪やその前提犯罪の捜査への活用を必要とする限りから利用したり保管したりしております。

保存期間については、情報の内容及び用途により一律に定めることは困難なところであり、現在一律の基準は設けていないところでございまして、

○平岡委員 今までの取り扱いについて言うと、これは入国管理なんかのときにも指摘をさせていた、だいておるんですけれども、当局が法律に基づいて取得した情報について、これをデータベース

化してさらに活用する、いろいろな情報と突き合わせることでできるということでありませうから、私は、こういう情報についてはもっと基本的原則というものを法令レベルでしっかりと決めていかなければいけないというふうに思ふんですね。ただ単に内部の運用だけでやっていただければ、一体どういふことが政府の中で、特に捜査機関の中で行われているのかということが全くわからないというふうな状況では、これは余りにも我々として無責任だというふうに思います。そういう意味で、入国管理のときにも申し上げたように、こういう問題についての基本的原則をしっかりと法律で定めていくということが必要だというふうに私は思ふんです。

それに関連して、今回、法律改正によつて、国家公安委員会がすべての届け出情報あるいは通知された情報について入手をするという仕組みになるわけですね。これまでは金融庁が一応スクリーニングをしているということでありましたけれども、これからはスクリーニングがないという状況になってきます。他方、国家公安委員会、警察庁の方では、警察総合捜査情報システムというものをこれからつくっていくということが言われているわけでありまして、そうすると、警察が保有する情報と、こういう形で届けられたあるいは通知された情報、これは必ずしも犯罪の情報ではないわけでありまして、疑わしいというだけの話で、この前から議論されている中では、警察は七万件の通知を受けたものでたつた五十件しか摘発がされていらないという、残りの七万件はほとんど犯罪とは関係のないものとして取り扱われているものが、今回、警察の中でいろいろなデータベースと突き合わされて連動されて検索される、こういう大がかりなシステムができちゃうわけですね。

この点について、私は、非常に問題が大きい。この問題はここで議論するのは十分でなくて、本当はもっと大がかりな議論をしなければいけないと思ふんですけれども、国家公安委員会の方では、今回、疑わしい取引としての届け出あ

るいは通知される事項について、警察総合捜査情報システムの中で連動させていくという方針を持つていくのかどうか、そのことをまず確認させていただきたいと思います。

○溝手国務大臣 お答え申し上げます。

本法案の第九条第四項の規定により届け出または通知された事項の整理分析においては、当該事項相互の関連性や組織犯罪に関連する情報を総合的に活用してまいりたいと考えておりますが、捜査に活用する場合の分析手法の詳細につきましても、これは犯罪捜査に密接に関連する事項でございますのでお答えは差し控えたいと思っておりますが、いずれにしても、疑わしい取引に関する情報については本法の規定に基づき適切に処理してまいりたい、このように考えております。

○平岡委員 本法には、これをどういうふうにして利用するかということは何も書いてないんですよ。ただ単に収集をするということ、それを捜査に生かすというだけ、それだけじゃないんです。先ほど言った部内的にどういう管理をするかというふうなことにしても、一切この法律の中では何の規制もない。そんな状態の中で、法律に基づいて、本法に基づいて適切に対処していきたいという答弁では、全く白紙委任をしているのと同じだと思いませんか。そういう意味では、この法案というのは極めてやさしい法案だと思えます。

いずれにしても、個人情報保護の問題についてはもともと大がかりな検討をしなければいけない時期に来ているというふうに私は思いますので、その検討はまた別の機会にやっていただくとして、今回のこういう仕組みについて言えば、あるいは先ほど来国家公安委員長が答弁されているような情報の管理の仕方、利用の仕方からいえば、個人情報の保護、自己情報コントロール権とも言われますけれども、この考え方に全く反しているんじゃないかというふうに私は思います。

そういう意味では、とりあえず、国家公安委員会としては、行政機関が保有する個人情報について、行政機関保有個人情報保護法との関係でどの

ように理解をされているのか、私はこの法律に違反しているのではないかとこのように思っていますけれども、その点についての見解をまず伺っておきたいと思います。

○溝手国務大臣 お答え申し上げます。

犯罪捜査や犯罪調査の分野においては、さまざまな情報が、被疑者が望まない方向、すなわち、公訴が提起されて罰則が適用される方向で使用されるというケースがありますが、これはやむを得ないところであり、行政機関個人情報保護法においても一定の特別の扱いがされているものと承知いたしております。

今回の疑わしい取引に関する情報は、まさに犯罪捜査や犯罪調査のために用いられる情報であり、その意味では、当該個人情報によって識別されるいわゆる本人の権利につきましても、他の分野とは異なり、一定の制約もやむを得ないものではないかと考えております。

しかし、昨今の情勢にかんがみ、警察としても、個人情報の保護は極めて重要な課題と認識しており、法令の規定を遵守することはもちろんでございますが、行政機関個人情報保護法の本来の趣旨を念頭に置きつつ、慎重にこれを取り扱ってまいりたい、このように考えております。

○平岡委員 そういう答弁をしていただいたんなら、あえて資料等を求めたいと思えます。

今回、この新しい法案によっていろいろな届け出がされたり通知がされたりする、その情報について、どのように保有し、どのように管理し、どのように運用していくのか、これについての全体像を示す資料を要求したいと思えます。国家公安委員長、どうですか。

○溝手国務大臣 これは、今から法律の施行にかけていろいろな検討してまいるネタになっていると思っておりますので、各方面と協議して、また委員会にお諮りをしてまいりたいと思えます。

○平岡委員 本来であれば、こういう問題については法律できちっと原則を定めて、その原則の中でどういうふうにしていくのかということとを、

我々として、立法者として考えていかなければいけないというふうに思います。その立法がまだ出されていない状況の中では、とりあえずは行政府内で、政府の中でどういうふうにされていくのかということについて、私はしっかりと確認させていただきたいということで要求しておきたいと思えます。

委員長、これは理事会で資料として提出していただくことを協議していただけますか。

○河本委員長 理事会で協議します。

○平岡委員 委員長、そんなに無然としないで大丈夫。しっかりと審議をしたいと思えますので。

次に、この疑わしい取引について言えば、私が聞いているところによれば、疑わしい取引の届け出の、どんなものを届け出するのか、どういうものが疑わしい取引なのかというふうなことに付いてのガイドラインをつくっていくんだということ聞いております。

これは、金融庁がこれまでつくってきたガイドラインというふうなものを参考にしているんだと思えますけれども、今回の法案でいくと、対象業種が非常に広くなっており、しかも、これまでであれば、銀行協会であるとかいろいろな協会等を通じてやればそれなりのガイドラインがつくれたんだらうと思えますけれども、今回対象となつてくる業種について言えば、必ずしもそうしたばかりとした協会があるとは言えないようなものも私は含まれているんだらうと思うんですね。そういう意味でいくと、これまでのようなやり方でこの疑わしい取引の届け出の対象となるものを決めていくということは、私は不適切だと思うんですね。

この届け出義務に違反すれば、これは行政処分の対象になり、あるいはひいては罰則の適用にもなるということでありまして、私はしっかりと、この疑わしい取引の届け出の対象となるものについては、責任を明確にするという意味で、例えば主務省令のような法令で明確に定めていくべ

きだというふうに思いますけれども、この点について、国家公安委員長、見解を述べていただきたいと思えます。

○溝手国務大臣 行政処分の罰則適用ということでございますが、繰り返しとなりますが、個別的な取引が疑わしい取引に該当するか否かというのは業界によって随分違いますし、業界における一般的な知識であるとか経験というのを前提にして、顧客の属性、取引時の状況その他、事業者が保有している具体的な状況を総合勘案して判断をする必要があると思えます。したがって、主務省令を含む法令によりこれを網羅的に定めるような性格のものではないと我々は考えております。

むしろ、業界関係者の知見を十分に活用しつつ、取引実態や業務への影響を踏まえたガイドラインを届け出の目安として作成して、その後も情勢の変化に応じて適宜弾力的に見直していくことができる必要があると考えております。

○平岡委員 いや、何も、主務省令で定めるとか、一方的に定めて、役所が考えていることをそのまま書けと言っているんじゃないかと、それぞれの業界の知見も活用する、業界への業務の影響もそれは当然勘案する、しかし、最後につくるのは、責任を持つてつくるのはそれぞれの主務官庁である。そうでなければ、これは、先ほど言いましたように、疑わしい取引の届け出義務に違反すれば、是正命令が出されたり、行政処分がされたり、そして最後は罰則までかけられるというふうな事態になるわけですね。我々、何をしたら自分が行政処分の対象とされてしまうのか、あるいは罰則の適用を受けてしまうのか、このことがわからないような状態の法律をつくって弾力的に適用していきまస్తుいのは、これは罪刑法定主義にも反する話ですよ。

やはりこれは、それぞれの行政官庁が責任を持つて、主務省令で疑わしい取引の届け出の対象となるものは一体何なのかということをしつかり

と定めるべきだというふうに思いますよ。どうですか、国家公安委員長。

○溝手国務大臣 疑わしい取引を法定しろという御主張でございますが、我々といましてはガイドライン方式を今回提案させていただいておるわけですが、各省庁で、業界の意見を踏まえ、しっかりとこれを定めていくことでよろしいのではないかと。また、当然、パブリックコメント等も利用しまして国民の意見も広く求めてまいりたい、このように考えております。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

○平岡委員 溝手委員長は、法定という言葉を使われたから、法律で一々定めなければいけないというふうに出てくるのかもしれないけれども、私は決してそんなことは言っていないんです。法律は法律でちゃんとした委任規定を置いて、それを主務省令、省令で定めればいいと、そこまでおっているんですよ、私は。

しかし、それをガイドラインみたいな形でやってしまうのは、今までとはちよつと違うんじゃないでしょうか。今まで金融庁がやってきたときは、それぞれそれなりにしっかりと協会のようないものがあつて、うまく話をすればそれなりにいものができたのかもしれない。しかし、今回は、対象業種も膨大に広がってきてしまった。その広がってしまった業種の中には、必ずしもしっかりと自分たちの意見が述べられるかどうかかわからないような状態の業界もあるだろうと思うんですね、組織的に。そういう意味でいったら、やはり最後は、この疑わしい取引の届け出の対象となるものは何なのかということ責任を持って決めていくのはそれぞれの主務官庁じゃないかということ、それは主務省令で定めてくれと言っているんです。

何も私は無理なことを言っているつもりはないですけれども、どうしてできないんですか、それが。

○溝手国務大臣 繰り返しになりますが、具体的に個別の取引が疑わしい取引に該当するか

否かについては、具体的な状況を総合的に勘案して、当該事業者において判断する必要があると考えております。したがって、主務省令を含む法令により網羅的に定める性質のものではないというように判断をしております。先ほど申し述べたとおりでございます。

むしろ、業界関係者の知見を十分活用して、取引実態や業務への影響を踏まえ、弾力的にこれを見直していくことが重要ではないかと考えているところでございます。

○平岡委員 業界の知見を活用することも、弾力的に運用することも、私は否定はしていないんです。ただ、先ほど言いましたように、行政処分につながったり罰則適用につながっていく話だから、しっかりとした基準は主務官庁が責任を持ってその対象を定めるべきだということを言っているんですよ。

今までの答弁は全く納得できませんので、この点については、私は、ぜひ主務省令で定める仕組みの改正をしていただくことを要望しておきたいというふうに思います。

次に、警察の立入調査の話なんですけれども、今回の法案では、第十七条に国家公安委員会の意見の陳述ということが定められ、その意見の陳述をするに当たって、必要があれば警察にそれぞれの業者のところに立入調査、立入検査をさせることができる。警察が令状もなしにそれぞれの業者のところに行つて、ちよつと調べさせてくれるというふうなことで、そういうことができるようになつていくわけですね。

これについてちよつとお聞きしますと、こういう警察による立入検査の制度を設けることはFATFの勧告の中で義務づけられているんですか、どうですか。

○溝手国務大臣 行政庁によるものも含め、どのような検査や監督制度を設けているかというのは、原則として各国にゆだねられているものと認識しておりますが、FATF勧告は、その制度が効果的で適切であり、抑止力のあるものであるこ

とを求めています。二〇〇四年七月の国際通貨基金によるFATFの勧告遵守状況の国別報告書によれば、我が国の実地検査及び報告徴収に関する評価は必ずしも高くないものと認識をいたしております。

○平岡委員 必ずしも高くないと言われたら、我々はそんなもの、ちゃんと説明も受けていないので、それは一方的な御判断だろうと思ひますけれども、少なくとも今の答弁で言えたのは、FATFの勧告の中では警察の立入検査については義務づけられているものではないんだということが明確になつたと思ひます。

そこで、さらにお聞きしますと、これまでの法律制度の中では、例えば組織的犯罪処罰法とか金融機関本人確認法等の中では、警察の立入検査というのは認められていなかったというふうに思ひますけれども、そういう理解でいいですね。

○溝手国務大臣 これらの法律につきましては、警察は捜査機関として以外にその施行事務を担当しておらないわけございまして、金融関係の場合、当然に事業者に対して立入検査を行うなどの規定も設けられていない、このように思っております。

○平岡委員 これまでは行政機関がそれなりにやっているとすることで警察にはなかったのかも知れませんが、その事情というのは、別に警察がFATFになつたからといって変わるものじゃないんですよ。だから、これまでのように行政機関がしっかりとやるという仕組みを前提として私は十分じゃないかと。FATFの勧告の中でもそのことを求められているわけでもない。逆に言うと、警察の人が、突然、例えば宅建業者のところとかいろいろな金融機関とかにやつてきて、おたくのことをちよつと調査したいというふう

にやつてくる方が、私は何か社会的に見て物すごく大きなインパクトがあり過ぎるんじゃないかというふうに思ひますね。

そういう意味でいくと、ちよつとこれはどんなイメージなんです、皆さん方が描いている警察

が立入調査、検査をこの法律に基づいてするというのは、捜査令状もなしにやつてくるわけでしょう。警察手帳何かを見せて、警察ですけれどもこれからちよつと調査させてもらいますということとでどこか入つてきて、見せろ見せろというふうな形でやるんですか。どうも私はちよつと理解ができない、イメージができないですね。どんなイメージで皆さんはこの立入調査、立入検査というのを考えているんですか。

○溝手国務大臣 対象となる業種や想定される違反の内容によつてももちろんイメージは異なると思いますが、指示を受けた都道府県や警察の職員において所与の体制で検査をすることになると思っております。

検査によつて得られた情報の報告徴収、立入検査は、あくまで本人確認、取引記録の保存等の義務が果たされているかを確かめる行政目的のものであつて、犯罪捜査のために必要な情報入手する目的で行くものではないと思ひます。調査で得た資料は、犯罪調査目的で都道府県警察に提供することはできないものとされております。本法施行の段階におきましては、情報管理を徹底し、目的外使用が行われることがないよう、国家公安委員会規則を制定するなどして対策を講じてまいりたいと思ひます。

なお、立入検査については、法律上、所管行政庁とその協議手続が前置されているほか、その承認について国家公安委員会の議決を要するということになっているものでございます。

○平岡委員 国家公安委員会、国家公安委員会というふうに言われますけれども、実態は、国家公安委員会というのは要は追認機関みたいなもので、警察庁がすべてのことを取り仕切っているんですよ。溝手委員長も何かそんなふうな顔をされてはいるじゃないですか、今、そういうような警察中心の立入調査というものが行われるというふうなことは、私はちよつとおかしいなと。

憲法第三十五条に定められた令状主義というものがあつて、権力が強制的に情報を搜索していく

というふうなものについては、やはりこれは基本的には令状主義だと思えますね。行政庁がそれぞれの行政目的に基づいてやるという検査については、また別途の考え方があると思えますけれども、事は、これは行政目的のいつたって、警察が最終的には摘発をしていく、それを前提としてこういうことが行われているわけでありますから、これは捜査目的で行われているものじゃないと言われたって、そんなこと、だれが信じられますか。

私は、この十七条、少なくとも二項から五項までは、令状主義の精神に反するものであるし、社会的に非常に、余りにもインパクトが大き過ぎる。今回、国家公安委員会をF・I・Uにするにしても、そこまでの権限をここに今回与えるのは、私は時期尚早であるし、不適切だということに思います。ぜひ削除していただきたい。このことについて国家公安委員会委員長の御見解を承りたいと思います。

○溝手国務大臣 お答え申し上げます。

国家公安委員会は、警察のために一生懸命働いております。(平岡委員「警察のためじゃないです。警察のためにあるわけじゃない、それは」と呼ぶ)いや、警察庁をしつかり管理監督するために働くのが国家公安委員会の責任でございます。このとおりだと思います。国家公安委員会は、法と証拠に基づき、必要なことは警察が動いていただくよう管理監督をしてみたい、このように考えております。

さて、先ほどの話でございますが、十七条に規定される行政調査は、国家公安委員会が意見陳述を行うために事実関係を確定するために行使する権限であり、このため、意見陳述以外の目的で行使されることはなく、得られた資料も犯罪捜査のためのものとは明確に区分して管理されると思っております。決して憲法三十五条に違反するものではない、このように考えております。

また、削除すべきとの御見解でございますが、この制度は、複数の所管にわたる特定事業者が関

連する場合など、事実を横断的にかつ確実に把握し、均衡のとれた的確な監督を行うためには、ぜひ必要な制度であると考えております。いろいろ御指摘いただきました問題は認められず、我々としては削除する必要はないものと考えております。

○平岡委員 これまでの法制の中では警察の立入調査というのはなかったんですよ。今回警察の方にF・I・Uが移っていくということで、何か無理やりつくってきた、この際、ある意味では火事場泥棒的にこんなものをつくらうとしているというふうに私は思えないですね。しかも、令状主義に反する危険性、危惧が非常に大きい。こういうことからすれば、私は、この十七条の二項から五項までは絶対に削除していかなければいけないというふうに思います。

そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

○河本委員長 次に、高山智司君。

○高山委員 民主党の高山智司でございます。

溝手委員長に、今の平岡委員の質問を私も伺って、警察の立入調査とか、その件についてもなんでもすけれども、溝手委員長自身は、疑わしい取引を確実に根絶していくためには、もちろん令状主義の原則は守った上だとは思いますが、けれども、本当に、令状がなくてもみんな警察がいろいろな業者のところに立ち入って調査をしていく、こういう書類を出してください、こういうことをやっていくべきなんだ、こういうふうなことをやらせたいんですか。ちょっと、まずそこを教えてください。

○溝手国務大臣

そういう立入検査はできるだけしない方がいいと思っておりますし、する必要がない世界がより結構じゃないかと思っております。

○高山委員 それでは、どうして、この勧告にも

ないのに、わざわざ日本で立入検査をするようにつくったんですか。

○溝手国務大臣 我々の状況判断により、現下の

日本では必要であると判断しておるわけでございます。

○高山委員 現実には令状主義が今形骸化していると言われている中、それをさらに形骸化しかねないこういうことをどんどん進めていって本当にいいのかなと思うんです。

この点にちょっと関連して、今、安倍内閣の閣僚で農林水産大臣を務められている方が事務所費の問題で、随分マスコミにも言われていますし、先日の農水委員会でも随分追及をされていたんです。あの農水大臣の方は、法律で求められていることをやっているからこれでいいだろうというように言いませんけれども、疑いをかけられていて、だって、事務所費、家賃がゼロ、水道代もゼロのところ、水道代、光熱費、五百万も計上しているわけですよ。

例えば、こういうような不自然な計上が見つかった場合には、これはF・I・Uの方でも、例えばこういうのが一般の会社であれば、実際、事務所費もただのはずだし、水道代、光熱費なんかも無料のところであるはずなのに、随分、年間五百万とか六百万とか計上している、そういう何か個人の事務所があつた場合、ひよつとして何か裏金とか脱税とか絡んでるんじゃないかということ、検査に当然入っていたらだめじゃないですか。

○溝手国務大臣 この合同委員会において、そういう個別の問題にコメントをする立場にないと私は思っております。

○高山委員 いや、国家公安委員長、個別の問題には、そういうふうにおっしゃいますけれども、一般のいろいろな業者の方や一般市民の個別の取引に、みんなこれは怪しいんじゃないか怪しいんじゃないかということとでどんどんF・I・Uに上げさせる、それで政治家の件に関しては、甘く身内だから守つていこう、これではなかなかこういう新しい制度も国民の間に浸透しないんじゃないのかな、そういう危惧を持っていますので私はちょっと質問したんです。

まず、これは金融庁でしょうか。

きょうは、金融担当大臣も呼んでくださいという話をしていただんですけども、いらつしやうてない。しかも、配ったこの法律案を見るとずらつといろいろな省庁が出てくるにもかかわらず、なかなかその担当の大臣もお越しただけで、担当の大臣も全然出てこないで、各業界にそれぞれガイドラインをつくれとか、怪しいものがあつたら全部報告しろと、これではなかなかうまくいかないんじゃないですか。実効性がないんじゃないのかなと私は思います。

これを先行してやっていた金融庁の担当の方に伺いますけれども、これは最近急に十一万件とかふえていますけれども、始まった当初は全然これは報告が少なくて、急に昨年十一万件とかぎゅうつとふえているのはなぜですか。

○大村副大臣 今委員御指摘のように、この疑わしい取引の届け出件数は年々増加傾向にございまして、特定金融情報室が設置された平成十二年には年間約七千件であつたものが、昨年は十一万三千件に達しております。

この要因といたしましては、平成十三年九月の米国同時多発テロに起因をいたしまして、平成十五年一月から本人確認法の施行等を受けました金融機関側のマネーロンダリング対策、またテロ資金対策等に対する意識の向上、そしてまた、金融機関向けに金融庁が実施をしております研修等の啓蒙活動の効果などによりまして、こういう届け出の件数がふえてきたのではないかとこのように認識をいたしております。

○高山委員 金融機関の、疑わしい取引というのはこういうのだというので啓蒙活動が進んできて、だんだんふえてきたということで、疑わしい取引を根絶するためには、なるべくそれは細かいものまで上げた方がいいということで、私もそれは一定の理解は示すんですけども。

では、総務省の所管の業界というのはどういう業界があるのかということ、その業界に関連しての疑わしい取引というのは一体どういうものな

のか、きょうは総務大臣を呼んでいますけれども副大臣対応ということなので、副大臣、お願いします。私書箱とかそういうものでしょう。

○大野副大臣 今、業界というお尋ねでございませけれども、電話の受付代行業、こういう仕事がこの関連をしている業界であろう、こう思っております。

○高山委員 その電話の受付代行業における疑わしい取引というのは、どういうものがありますか。

○大野副大臣 疑わしい取引ということですが、疑わしい取引の届け出が必要となる場合は、顧客が会社等の実態仮装をする意図でサービ

○高山委員 それをもし契約の過程で知った場合、これは疑わしいどころか完全に黒だと思わ

○大野副大臣 犯罪による収益の移転防止に関する法律、この施行にあわせて規制対象となる業界の実態あるいは現在運用されている金融庁のガイドライン等、こういうものを踏まえまして、疑わしい取引の届け出について明確化するガイドラインをこれから策定してまいり考えてございます。

○高山委員 いや、何かすごくわかりにくいなという感じがいたします。

では、念のため、次も伺いますけれども、貴金属取引業者というんでしょうか、これはどうい

○渡辺(博)副大臣 今般の法律の中で対象となりまず経済産業省所管の形態として、まず、今委員御指摘のとおり、貴金属取引業者、そしてファイ

○高山委員 では農水副大臣に伺いたいんですが、農水副大臣に伺うのは事務所の問題で

○山本(拓)副大臣 疑わしいというものは、いわゆる銀行と同じでございまして、多額の振り込みとか、そして異常に頻繁に行われるものというこ

○高山委員 今の副大臣の、これぐらいの規模の

人が極端にというのは、事務所費ゼロの議員会館に入っている人が五百万円も例えれば計上しているとか、そういうようなときはやはり怪しいというふうに当然思ってもらえるものだと思うんです。

○渡辺(眞)副大臣 不動産の売買に関しまして、疑わしい取引につきましては、既に金融庁が金融機関等について公表しております疑わしい取引の参考事例など参考にしながら、また業界団体の意見も聞きまして、また、警察庁にも犯罪収益移転

今この時点で私も考えております内容につきましては、短期間のうちに頻繁に取引を現金で行う場合であるとか、取引の秘密を不自然に強調する顧客の場合とかなどを考えておりますが、先ほど申し上げましたように、金融機関等の例を参考に

○高山委員 各担当の大臣に大体伺ったんですが、皆さんこれからやるんだというようなお話なんです。

きょう官房副長官にもお越しいただいていると思うんですが、これは金融庁だけで去年十一万件ですね。この調子でやったらとてもない分量の情報が集まってくると思うんですけれども、まず一点は、このFIUというところに全部情報集まると集まってきた、それでこれは本当に処理できるんですか。ただデータベースとして、わあっとアクセスなりメールなりがたまっていくということになりはしませんかね。どうですか、官房副長官。

○下村内閣官房副長官 お答えいたします。御質問のとおり、FIU機能は金融機関を所管する金融庁が担っていたわけでありませけれども、今御指摘のような金融機関以外の業種もその対象にするということになり、国家公安委員会、警察庁に移管されることになったわけでございます。

今までも二十人余りの組織で十万件を超える処理をされてきた、今回はその倍の、とりあえず四十人規模で始めるということでございますので、かなりの数はきちつと対応できるものと考えております。

○高山委員 それでは、もう一つ官房副長官に伺います。

ウィニーというソフトによる情報流出が随分昨年は顕著にあらわれまして、それで、安倍官房長官、当時ですけれども、随分、注意の徹底ですとか、そういう呼びかけがあったんですが、警察庁が一番何か情報管理に関してランクが低くて、たしかDランクで、実際、各県警で随分いろいろと捜査情報等の漏れがあったわけなんです。

○高山委員 先ほどもお答えいたしました

○下村内閣官房副長官 先ほどもお答えいたしま

ぐらいにふやすということでございますし、もともと捜査の専門組織でもございますから、今までのノウハウを生かしながら適切に対処できるものと考えております。

○高山委員 副長官、だから、ウィニーの情報流出を踏まえて、当時の安倍官房長官も、今の総理ですけれども、これはもう徹底して各省庁でしっかりやらなきゃいけないと。そのとき、警察が一番ランクが低かったんですよ。そういうことを踏まえて、どういうふうな情報管理したらいいか。もつと言つと、人がふえるということは、余計情報漏えいのおそれもふえるんですよ、携わる人間がふえればふえるほど。だから、ウィニーに関して、まずどういう情報管理をするのか。

多分、先ほども金融担当の副大臣からもありましたけれども、いろいろデータベースを今十五年間ですか、ためているということですよ。これは、この調子でいったら、膨大な量の、だれさんがいつ疑わしい取引をしたという、一番外に出ちゃいけないような情報がどんどん蓄積されていくわけですね。何かこれは特別な措置が当然必要だなと思うんですけれども、その点に関しては何もやっていない、こういうことですか。

○下村内閣官房副長官 ウィニーの問題等、警察庁の中で、そのような、国民から見ても信頼が置けないような対応にならないように、今鋭意努力をしているというふうに聞いております。そういう中で対処できるものと考えております。

○高山委員 いや、副長官、今のお話ですと、では、今までの捜査情報とか、そういうものの管理と同じようなレベルでしかこれはとらえていないんですかね。今までの警察活動の中で収集した情報と同じようなレベル、所轄で扱っているような、そういう今の副長官の認識ですね。ちよつと今、びつくりというか残念だなと思ったんです。これは各省庁から、各業界から疑わしい取引だけ集中的に集めてくるわけですよ。しかも個人名も、いつ、どういう取引をしたかと全部出ている。こんなものが外に出たら、これはどえらいこ

とだと思つたんですよ。それを、普通の、今までの情報と同じような扱いでいいんだと言う。これは、安倍総理が当時官房長官のときに、あれだけ何か気を使ってやるようなことを言つて、結局何か実行されていないのかという印象を持ちますし、あと、先ほどの松岡農水大臣の話じゃないですけれども、ちよつと身内には甘くて、一般国民に対して何か疑いの目を向けて広く網をかけておく。本当にこういうことではないのかというような疑問がありますけれども、今、ちよつと質疑時間が終了したので、これで終わります。

○河本委員 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

初めに、法務大臣に基本的なことを伺つておきたいと思つたんですが、マネーロンダリング対策とかテロ資金対策を国際的に連携して行つていく場合に、国際的にやる場合であっても、それぞれの当該国の国民の人権を過剰に制約することがあつてはならないというのは当たり前のことではないかと思つたんです。当然、国際的な人権基準とか日本国憲法などに合致しているということがこういう対策をとる場合の前提になる、ならなきゃいけないと思つたんですが、この点についての法務大臣の考え方というものを伺つておきます。

○長勢国務大臣 いかなる法律においても人権を不当に制約するということがあつてはならないということは、おっしゃるとおりだろうと思つています。また一方、人権であっても、公共の福祉などの観点から必要最小限の制約を受けるということがあることもやむを得ない。この調整が重要だろうというふうな考えです。

本法案においては、特定事業者に対し本人確認記録の作成を義務づけるなど、幾つかの義務規定を設けておるところでありますし、また、義務の履行を確保するために刑事罰を設けておりますが、これらはいずれも、第一条に定めておる公益目的を達成するために必要最小限の制約であるというふうな考えているところでございます。

○吉井委員 F A T F の勧告の、弁護士に対する疑わしい取引の届け出については、世界的に見て、弁護士の人々の反発が非常に強いところであり、例えば、二〇〇六年十一月七日にアムステルダムで発表された世界の弁護士の方たちの共同声明、これは、F A T F との協議に招待されて行かれたんですから、御招待ありがとうございましたから始まつております。

この中で、「反マネーロンダリング及び反テロ資金法の複雑性を理解し順守するためのF A T F 加盟国政府の具体的な目的と同様に」ということで、もう一つ大きな問題として、「社会の利益は、F A T F の今日までの努力にも係らず疑わしい取引の報告を要求することによって残念ながら侵略・侵害されることとなる依頼者情報守秘義務の原則及び弁護士と依頼者の関係を守ることにによりもたらされるものである」、社会の利益というものをそういうふうに分断しては考えているが、その点で、「世界の弁護士は、弁護士がその職務に反するようなことを行うことが、民主主義、法の支配、弁護士と依頼者の関係、及び司法アクセスを著しく害するものであることから、弁護士に報告義務を課することに反対です」というのがこのときの共同声明であつたと思つています。

その共同声明というのは、これは欧州弁護士会評議会、それから欧州弁護士連合会、スイス弁護士会等々と、米国法曹協会、カナダ弁護士連合会、ニュージーランド弁護士会、オーストラリア弁護士連合会、日弁連、香港法律師会、国際法曹協会など、こういう一連の世界各国の弁護士の方たちの団体がF A T F との協議で招待を受けて行つたときにまとめたものであつたと思つたんです。

このF A T F 勧告の弁護士に対する問題で、そういうふうな世界の弁護士の皆さん方から懸念の声を寄せられている、共同声明が出されていると思つたんですが、この点について法務省はどのように考えていらっしゃるか、伺つておきます。

○菊池政府参考人 お答えを申し上げます。今委員御指摘の各国の弁護士団体の会議があつ

たということは聞きをしておりますが、他方で、私も承知しておりますのは、イギリス、フランス、ドイツ初め相当数の国におきましては、F A T F 勧告に従つた国内的な手当てがされているというふうな承知をしているところでございます。

ただ、今御審議をいたしております法案につきましては、日本の弁護士の方々のお考えなどもお聞きした上で、警察ともよく御相談をして国会に御提案をさせている、そういう関係になつております。

○吉井委員 欧州弁護士会評議会とか欧州弁護士連合会からも参加して、この共同声明が出たわけですね。そういう話は知つているということですが、まず、国際的に弁護士の関係の方たちが非常にこれに反対をしたり、懸念の声を上げていているということは認識しておられるということとはわかりました。その上で、しかし、欧州では多くのところでやつていてという話ですが、同時に、既に内閣委員会でも議論がありましたように、それに対する訴訟が提起されたりとか、そういうこともあるわけですね。

続いて伺つておきますが、米国、カナダではまだ実施されていないわけですね。日本の弁護士会の自治権も、世界的に見ても高い自治権が確立されておりますが、こうした自治権が侵害されるような勧告というのは、本来、留保する権利というものがあるのが当該国にあるのが当然じゃないかと私は思つたんですが、これは、全く留保できないという何か国際条約なり、あるいは法律によつて、国際法によつて留保できないということになつてゐるんですか。

○菊池政府参考人 国際法については所管外でございますので必ずしも自信はございませんが、一般には、条約の場合には条約の中で、これこれの定めは留保することができるという規定があれば、条約上、条約を締結する際に留保を付すことはできるというふうな承知をしておりますが、今問題になつておりますF A T F は、条約ではなく

て勧告でございますので、そこは条約とは多少性格を異にするのかなと。ちよつと所管外でございますのでまことに申しわけありませんが、そのように理解をいたしております。

○吉井委員 だから、まさに勧告なんですよ。ですから、これは勧告でありますから、条約でも国際法でもないわけですから、当然留保というものができるものなんですよ。

大臣に伺っておりますが、アメリカ、カナダが弁護士について未実施であるのは、これはFATF勧告に違反しているという考え方ですか。

○菊池政府参考人 大臣からお答え申し上げます前に、事務方の方から事務的なことを御説明申し上げます。

私どもがお聞きしているところだと、今御指摘のとおり、アメリカ、カナダでは、FATF勧告で定められている弁護士の届け出義務というのは法制化されていない。ただ、弁護士も含めてどなたでも、一万ドルとお聞きしていますけれども、それ以上の現金取引の場合には届け出をしない、そういう制度になっているようにございます。

もう一つ申し上げさせていただきますと、そのような制度につきまして、FATFの審査では必ずしも勧告に合致したのではないという指摘も受けているというふうにお聞きしております。

○吉井委員 このところ、私、大臣に聞いたんですけれども、また大臣になられたらお答えいただきたいんですが、大臣にもう一遍聞いておきますが、要するに、アメリカ、カナダは弁護士について未実施の国ですよ。これはFATF勧告に違反しているというお考えなのかどうかということをお伺いしているんです。

○長勢国務大臣 FATFの勧告そのものには形式上は合致していないというふうに思います。

○吉井委員 これはFATF勧告に違反するということではないのです。

い取引の届け出には罰則がありませんね。現行法で疑わしい取引の届け出に罰則をつけないのにはいらない理由があると思うんですね。何かですか。

○小津政府参考人 お答え申し上げます。

疑わしい取引の届け出の制度につきましては、疑いがあると認められる場合に当たるとか、判断は金融機関等の業態や個別の取引状況ごとに判断されるということになるわけでございますが、これに当たるとか、判断につきましては、いろいろと主観的な要素も含まれるということから、届け出義務が履行されなかった場合に罰則を科すよりも、監督権者において、業法に基づく罰則で担保された業務は正命令等の監督措置を講ずることにより履行を担保することが当面は実効性確保の上で適当であると考えられたことなどから、現行法におきましては罰則は設けられなかったものと承知しております。

○吉井委員 要するに、疑わしい取引についてはケース・バイ・ケースで判断すれば、それぞれの監督庁が行政的な判断でもいろいろな対処されるにしても、そもそも、疑わしい取引というのは基準があいまいなものですから、罰則をつけるということがないわけなんです。

この疑わしい取引の定義は今度も変わらないわけですが、実質的には直罰を加えるわけですね。こうしたあいまいな要件に対して罰則をつけるということについては、法務省はどういう見解でいらつしやるのか、伺います。

○小津政府参考人 現行法につきましてはただいま御説明申し上げたところでございますけれども、この監督官庁の監督措置によって担保するという方法は本制度を直接担保するものではなく、事業者の中には業法上の監督を受けないものも含まれております。

そこで、疑わしい取引の届け出制度の実効性を高めるために、行政庁は届け出義務違反があると認めるときには是正命令を行うことができるという

たしまして、その違反に対する罰則を設けるということにしたいものであると承知しております。

○吉井委員 疑わしい取引というのは、これは別に犯罪となっているものじゃないんですね、疑わしいという段階ですから。疑わしい取引は犯罪でもないわけですが、市民の契約取引というプライバシー情報でもあるわけですね。これを罰則をもって届け出を強制するということになってきますと、これは法務大臣、プライバシー情報の強制収集という形になってくるんじゃないですか。

○小津政府参考人 つけ加えて御説明させていただきますと、御指摘の点は、この法案については、金融機関等が疑わしい取引の届け出を怠った場合には、その不履行自体に直ちに刑罰を科すことにするというところではないわけでございます。まず行政庁において特定事業者に対して違反は正のための必要な措置を命ずることができることとしておりまして、その命令に違反した場合に初めて罰則の対象とするものでございまして、刑事罰則の観点から特段の問題はないというふうに考えております。

○吉井委員 十七条の一項で、公安委員会は、特定事業者が規定に違反していると認めるときは、行政庁に特定事業者への行政処分を行うべきだという意見を述べるということができるといふ形ですね。同二項では、公安委員会は、意見を述べるための必要限度において、報告、資料提出、警察に調査させることができる。そして、二十四条では罰則があつて、それに違反すれば一年以下の懲役、三百万円以下の罰金、併科ということになってきますが、特定事業者が規定に違反していると認めるときに、一〇〇％違反と確信を持つときに規定違反と認めることになるのか、それとも、規定違反の疑いがあるということ規定違反と認めることになるのか、これはどういうことになってくるんですか。

○小津政府参考人 御指摘の十七条でございましてけれども、これは、国家公安委員会の方でこのように認定したときはということになるわけでございます。

いますので、第一義的には国家公安委員会の方の御判断になると思うわけでございましてけれども、刑事罰則の観点からは、先ほど申し上げましたように、行政庁の方で一定の命令等したときにその違反について罰則をかけるということ、刑事罰則の観点からの問題はないと私どもは承知しております。

○吉井委員 時間が終わりますからもうこれでおいておきますが、要するに、公安委員会が一〇〇％違反と確信を持つ場合でなくても、規定違反の疑いがあるというだけでここまで進んでいくというの、こういう法律は余りにも異常だということに思います。

以上で終わります。

○河本委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党の保坂展人です。

金融庁にまず伺いたいんですが、もう既に一覧表にして出していると思いますが、金融庁が特定金融情報室をつくって、いわば日本版のFIUのデータベースを構築してきたということでございます。一体どのベンダーに企画開発をさせて、幾らかけてきたのか。これまでかかった企画開発の部分の経費と、そしてランニングコスト、これについて金融庁からお答えをいただきたい。

○畑中政府参考人 お答えをいたします。

金融庁の特定金融情報データベースシステムの開発費用とランニングコストについてのお尋ねでございます。

これまでこの特定金融情報データベースシステムの開発に要しました費用は約三億七千万円、また、開発費を除く機器の借料及びシステムの維持に要した費用は約二億円でございまして、合計で約五億七千万円でございます。(保坂(展)委員「業者名」と呼ぶ)これは複数でございます。

○保坂(展)委員 富士通を中心に、五億六千万円台の予算がかけられてきた、こういうふうに関き

ました。

に、警察庁からいただいた、今般、組織移管に伴って、データベースを構築し、増強し、開発する、こういう部分がございます。これに係る今年度予算の要求分というのは幾らでしょうか。開発に幾らなのか、維持に幾らなのか、簡潔にお願いします。

○米田政府参考人 今回、予算をお願いしておりますのは約八億円でございまして、そのうちシステム関連予算は約七億三千万円、それから、このうち一時経費が約六億七千万円でございまして、経常費が約六千万円ということでござい

○保坂(展)委員 金融庁は九八年から九年かけて五億六千三百万のところを、警察庁は一年で八億円の予算要求ということなので、これは大規模なデータベースを構築する、こういうふうな考え得るわけですが、そこで、また金融庁に伺います。

疑わしい取引とは一体何なのかということが非常に不明確でしたけれども、金融庁のホームページに載っている参考事例、こちらを見ますと、例えば、住所と異なる場所にキャッシュカードの送付を希望した場合であるとか、屋号つき名義等を利用して異なる名義で多数の口座を保有している場合、さらに、例えば我々政治家も銀行通帳などを持っていくわけですが、多額の入金、出金が頻繁に行われる口座、多数の者から頻繁に送金を受ける口座、特に送金を受けた直後に入金あるいは送金が行われる場合、あるいは、ふだんは資金の動きはないけれども突如として多額の入金、出金がある場合などが疑わしい取引の参考事例として挙げられていますが、これは間違いではないですか。これが一点。

もう一点、最近、アンチマネーロンダリングシステム、いわゆるマネロンを通知するためのコンサルティング会社が、これらを自動的に解析して金融機関から金融庁に送付していくシステムも開発しているという聞きです。つまり、金融庁への報告件数がふえたというのは、例えば、金挙げたような参考事例、金融庁がホームページに書いてある

ようなものを取りあえず一回は通知するとなつて

○畑中政府参考人 お答え申し上げます。

第一点につきましては、御指摘のように、私も、平成十三年に、疑わしい取引の参考事例ということで公表いたしました。今御指摘の類型も含めて、全部で四十四類型について参考事例を公表しているところでございます。

それから、第二点目でございますが、届け出がふえた原因は、先ほども御質疑がございましたが、一つは、やはり米国のテロを受けまして、本人確認法等、それからテロの防止の必要性、こういったもので金融機関の意識が高まってきたということ、それから、多少手前みそではございますが、私どもも全力を挙げてこの周知に努めておりますので、こういった普及活動があつたことでこの件数がふえているのではないかと考えております。

○保坂(展)委員 ですから、金融庁に続けて伺いますが、今の答弁になつたんですが、アンチマネーロンダリング対策ということでソフトが開発されて、金融機関の膨大な取引の中から、突然取引がふえたとか、ある線引きでもってひつかつたものは全部通知しますよということであつて、いるんじゃないかと思ひますよ。

それで質問は、十一万件台だった、そのうち七万何千件を捜査機関に出したんですね。それで今回、捜査機関に出さなかつた、つまり、疑わしい取引として金融機関から金融庁に通知はあつたけれども捜査機関には出さなかつた情報を含めて、もしこの法案が通つたら、昨年度末までは三十九万件ぐらいでしたけれども、累計何件ぐらいのデータを警察庁に移管するんですか。その際に、これまで捜査機関に通報しなかつた、疑わしい取引で届けられたけれども捜査機関には通報しなかつた、いいなと金融庁が判断したものも含まれていきますか。

○畑中政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のように、届け出が十一万件で、約四万

件ぐらい捜査機関に提供しない情報がござい

す。これは、提供する情報につきましては、捜査機関等の捜査に資するといふものについて提供しているわけでございます。

ただ、情報提供していない情報につきましては、この届け出情報相互の関連づけに必要であるほか、一度提供を要しないと判断した情報でありまして、捜査機関等における犯罪捜査等の進展等によりまして犯罪捜査等に資するか否かの判断に変化が生じることもあり得ますので、いずれの情報であつても、消去することなく、データベースとして引き続き私ども所管をしているところでございます。

これは、保存期間が十五年でございますので、移管のとき、これに該当するものはすべて移管をするということになると思ひます。

○保坂(展)委員 金融庁は、この疑わしい取引の届け出に関する業務のシステム最適化計画の中で、これまでいろいろな形で来た紙やフロッピーディスクやさまざま、これを一元化して、なおかつ、これについてのいわば仕分けを自動的に本当はやりたいんだけどそれができていない、だからそれについて本来はお金をかけるんだというふうに書いています。ただし、警察庁に移管が決まつたので、警察庁でそれはやることになつたんでしょう。

そこで、質問の続きです。八億円かける。金融庁は九年間で五億六千万なんです。一年で八億円を要求して、その中身は、要するに、金融機関からこういう個人情報来ます、ほかのところから来ます、それを自動的に解析するソフトを立ち上げる、そういう開発費が主なんじゃないですか。

○米田政府参考人 確かに、システムのそのソフトを開発するといふところかなりの金額をかけるというところはございます。

○保坂(展)委員 そしてまた、警察庁のホームページなどを見ると、警察総合捜査情報システムの最適化計画というのが出ております。これに

は、現在はそれぞれ別々にやつていて情報、例えば指紋の情報であるとか、さまざまな捜査情報であるとか、運転者情報であるとか、そういうものを相互に連携を強化する、横断的に検索をする。そして、例えば被疑者写真照会業務、犯罪手口照会業務などと連携をして、警察庁が持つて

いるデータベースをくつつけて、ここに統合していくという計画が今進行中ですね。

ずばり言つて、この八億円の予算要求で、このシステムの中に位置づけられるんですか。つまり、いわば疑わしいというふうに来たときに、警察庁の中で、本当に疑いがあるのかなといつて自分のところのデータとくつつけ合わせるわけでしょう。ということは、そのシステムの中に位置づけられるのかなと。接続されるのは間違いなさ

○米田政府参考人 もとより、国家公安委員会がF I U機能を持つということになりますと、国家公安委員会、警察庁が持ついろいろな情報との兼ね合いで分析を強化するということでござい

ますので、その必要な情報との照合ということはい

ますけれども、具体的にどういふものかといふこ

とは、捜査に関するものでございまして、お答

えを差し控えていただきたいと思います。

○保坂(展)委員 法務大臣に伺いますが、昨年の入管法の審議のときに、いわば外国人八百万人の指紋と顔写真をプールするということ、それから、日本人は希望する人が自動化ゲートといふところで指紋と顔写真をやはりプールしていく、これに対して外国から捜査照会があつたときには出すのかどうなのかという議論をしたんですが、最終的には出しますということだったんですね、政治活動とか日本の国内法で罪にならないとか、そういうものを除いてはということですが、間違い

ないですか。

○長勢国務大臣 そのように答弁されたというふう

に承知をしております。

○保坂(展)委員 それでは、警察庁にさらに伺い

ますが、どうですか、今、金融庁から移動される

多分五十万人近いデータの中には、疑わしい届け出と自動的に送られてきたけれども、特に問題がなかったデータも入っていることと思います。また、疑わしい取引と言われたって、七万五千件の中で立件されたのはわずか五十件、それ以外のものは犯罪ということで認定されていないものも多からうと思います。そういうデータに関して外国の捜査当局から照会がかかったときに、今法務大臣が答えたように捜査当局に出しますか、どうですか。

○米田政府参考人 FIU相互の情報交換の話と捜査機関相互の情報交換の話があらうかと思いませんけれども、捜査機関同士であります、それはもう当然捜査に必要な情報でございますので、捜査に関係ないということは、もちろん関係ないわけでございます。

FIU同士であるかどうかということなんですが、FIU同士とはいえず、今委員の御指摘は、捜査機関の方で何か使おうということであらうか、そのために何か情報提供を求めている、多分そういう設問ではなからうかと思うんですけれども、その場合は、この法律に書いておられますとおり、法務大臣の確認を受けて、出せるものは出すということにならうかと思えます。

○保坂(展)委員 これは、明らかに犯罪が行われた、あるいは強い容疑がかかって現在指名手配中であるというような情報をやりとりすると全然わけが違います。

つまりは、単に短期間の間にお金が出た、屋号とか持っていて、幾つかの通帳を持っていた、それは幾つかわかりませんよ、基準は。そういう莫大な国民のいわば銀行取引にかかわるデータに関して捜査照会があったときに、出すというふうに言っているんですね。これは、国家公安委員長、いいんですか、こんなので。つまり、国民の財産の基本であるところの金融機関との取引を、これは要請があったときに、一定の政治活動に絡んでいるかとか、あるいは日本国内の法律で犯罪化されているかどうかを見るんですが、しかし、

原則は出すと法務大臣も入管法のときに答えているんですね。

国家公安委員長、そこはどうするのか、はつきり答えてください。

○溝手国務大臣 必要な情報はやはり出していくことになると思っております。

○保坂(展)委員 ということは、例えば、さあ、この口座に地球環境の保護のために、大変な地震、災害が起こったからカンパを集めようということ、集中的に大勢の人から義援金が寄せられてそれを出した、これだつて疑わしい取引なんですよ、今の金融庁の基準では。今の国家公安委員長の話だと、そういうものも含めて捜査照会があったら出すと。とんでもないことじゃないですか、これ。そんなことでいいんですか。

○溝手国務大臣 何でもかんでも出すということではなくて、法律に定めた要件に適合するものについては必要に応じて出していくということでございます。

○保坂(展)委員 ちょっと時間が過ぎていますが、ここにあるんですよ、十二条に。十二条にあつて、法務大臣が入管法のときに、原則出しますと答えているんですよ。だから、国家公安委員長も同じであれば、出すということになっちゃうんですよ。それを確認しているんですよ。その答弁を得て終わります。

○溝手国務大臣 これは、今の第十二条の件だろうと思いますが、我々としては、ここに書いてある、「遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を提供することができる。」、こういうふうに……(保坂(展)委員「提供するんですよ」と呼ぶ)「提供することができ。」と書いております。

○保坂(展)委員 これは重大なもので、もう本当に徹底的に明らかにしなければならぬと思います。疑わしい取引で、我々政治家もそれは自動的にひっつかかっちゃいますよ、これ。そのデータも全部所管をされて長年消えない、こういうこといいのかわかるかというのは、私は反対です。徹底的な審議を求めて、終わります。

○河本委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。

これにて散会いたします。
午後三時五分散会

(参照)

犯罪による収益の移転防止に関する法律案は内閣委員会議録第五号に掲載

平成十九年三月三十日印刷

平成十九年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A